

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：労働費 項：労政費 目：雇用促進費

事業名 職場適応訓練事業費（訓練受講生労働保険料、 一般求職者訓練受講手当、訓練委託料）

（この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください）

商工労働部 労働雇用課 障がい者就労係 電話番号：058-272-1111（内 3125）

E-mail：c11367@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 1,785 千円（前年度予算額：1,785 千円）

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産 収入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	1,785	892	0	0	0	0	0	0	893
要求額	1,785	892	0	0	0	0	0	0	893
決定額	1,785	892	0	0	0	0	0	0	893

2 要求内容

（1）要求の趣旨（現状と課題）

障がい者が就職するうえで抱える不安などを解消し、職場環境や作業に慣れた上で就職していくことが求められている。

（2）事業内容

職場適応訓練は、障がい者等就職の困難な求職者が公共職業安定所長の指示により、企業において能力に適した作業の実地訓練を行うことで、職場環境に適応させることを目的として実施する。

訓練修了後、当該企業での雇用が期待できる場合に行われるため、障がい者等の就職促進、職場定着の効果がある。

（3）県負担・補助率の考え方

1 / 2 国庫負担

(4) 類似事業の有無

有

	職場適応訓練	障がい者委託訓練
目的	職場環境や作業に慣れることを目的とした実地訓練（訓練修了後は当該企業での就職を見込む）	就職に必要な技能習得を目的とした障がいの態様やニーズを踏まえた職業訓練
訓練期間	6か月以内（1年まで延長可）	原則3か月以内
支給内容	委託先には委託料、訓練生には訓練手当を支給	委託先には委託料、訓練生には訓練手当を支給
経費負担	半額国費による負担	全額国費負担

3 事業費の積算内訳（単位：千円）

事業内容	金額	事業内容の詳細
報償費	1,480	一般求職者訓練受講手当
委託料	300	
その他	5	訓練受講生労働保険料
合計	1,785	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 国・他県の状況

国の実施要領に基づき各都道府県で実施

(2) 後年度の財政負担

1 / 2 国庫負担

(3) 事業主体及びその妥当性

事業主体は岐阜県。

訓練後の就職が見込まれ、かつ就職までに職場環境の適応が図られることから、県が実施することは妥当である。

事業評価調書（県単独補助金除く）

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

- ・何をいつまでにどのような状態にしたいのか
障がい者の職場適応訓練を実施することで、就業リズムの構築や企業での作業に対する適性を測り、就職及び職場定着につなげる。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値 (年度末時点)	目標	達成率
職場適応訓練の実施人数	(H)	1人 (H27)	0人 (H28)	0人 (H29.30.31)	1人 (R2)	0%
	(H)	(H)	(H)	(H)	(H)	%

○指標を設定することができない場合の理由

（前年度の取組）

- ・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）
訓練生 0 人（R2.9 末現在）

（前年度の成果）

- ・令和元年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果
令和2年度の訓練生は0人だが、平成27年度には、訓練生1人が実習先の事業所において雇用に結びついた。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い、△：必要性が低い 	
(評価) ○	実習後は原則雇用されるため、障がい者雇用の拡大に繋がることから、必要性は高い。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている、△：まだ期待どおりの成果が得られていない 	
(評価) ○	訓練生自体は減少しているものの、訓練実施後は雇用に繋がっているため、一定の効果が得られている。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている、△：向上の余地がある 	
(評価) ○	受講の指示（決定）を行うハローワークと連絡を密にし、訓練生受入企業の事務負担を減らすことで、訓練運営の効率化が図られている。

(今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業が直面する課題や改善が必要な事項 職場適応訓練は、訓練終了後に雇用が義務づけられるため、雇用義務の伴わない他の職業訓練を選択する企業が増えている。

(次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> ・ 継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 雇用義務を伴うため、受け入れる企業が少なく、今後の推移を観察する必要があるものの、障がい者及び企業の態様に応じた様々な職業訓練を展開していくという観点で、数ある職業訓練の中の1つとして取り組んでいく。
--

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課 組み合わせる理由や期待する効果 など	
--	--